

令和7年4月1日

長野県外の医療機関の長 様

松本市長 臥雲 義尚

## 1 か月児健康診査の実施について

日頃より、本市の母子保健行政についてご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

本市では、市民が長野県外で1 か月児健康診査を受診される場合、後日申請することにより、受診者が負担した費用の全部または一部を補助することができます。

つきましては、受診者の経済的負担の軽減及び、適切な支援の実施のため、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

### 記

#### 1 1 か月児健康診査の内容

- (1) 実施時期 生後1 か月まで（おおむね生後28日～6週未満）
- (2) 補助の回数 1回
- (3) 健診の内容
  - ア 身体発育状況の確認
  - イ 栄養状態の確認
  - ウ 疾病及び異常の有無の確認
  - エ 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認
  - オ ビタミンK2投与の実施状況の確認
  - カ 育児上問題となる事項の確認

#### 2 実施方法

##### (1) 健診の実施

受診するお子さんの保護者から、「1 か月児健康診査受診票（補助券）」を受け取り、「医療機関記入欄」及び「県外等登録外の医療機関記載欄」をご記入ください。

##### (2) 健診の実施後

ア 1 か月児健康診査費用は、実費を保護者へ請求してください。

イ 上記の医療機関記載事項等が記入された「1 か月児健康診査受診票（補助券）」、「領収書」「明細書」を受診者へお渡しください。

（受診者が松本市に自己負担額の補助申請をする際に必要になります。）

#### 3 その他

ご不明な点等ございましたら、担当までご連絡ください。

松本市保健所 健康づくり課 母子保健担当  
〒390-8620 長野県松本市丸の内3-7  
電話 0263-34-3217(直通)  
Fax 0263-39-2523